

令和 6 年度

# 危機管理マニュアル



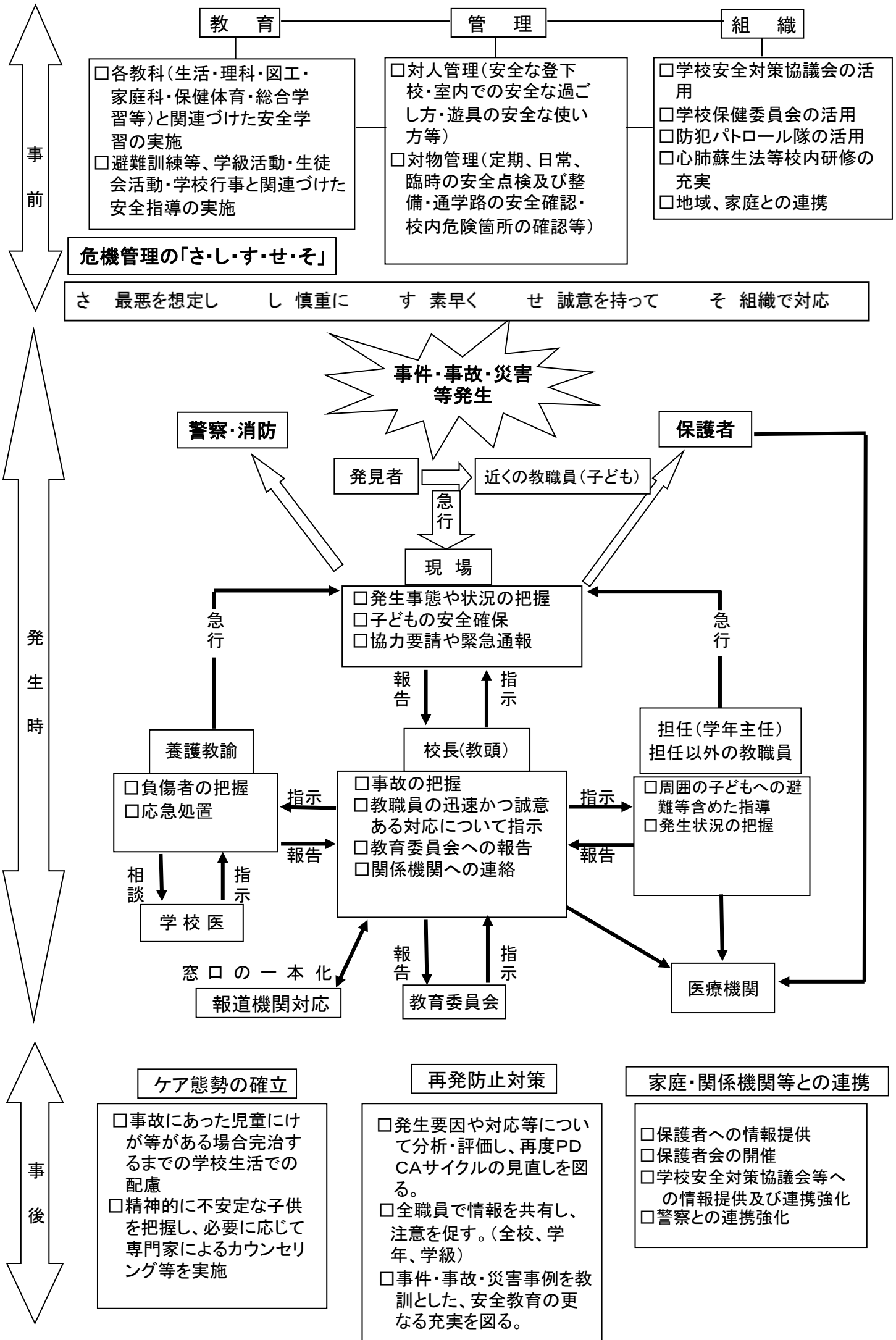
熊本市立清水小学校

## 目次

- 1 緊急時の連絡体制
- 2 学校の危機管理体制
- 3 交通事故
- 4 登校時における不審者事案発生時
- 5 体育・部活動時の事故
- 6 プール事故
- 7 転落事故
- 8 不審者侵入
- 9 給食への異物混入対応マニュアル
- 10 食中毒
- 11 アレルギー疾患（アナフィラキシー）
- 12 感染症への対応
- 13 インフルエンザ
- 14 新型コロナウイルス
- 15 麻しん
- 16 感染性胃腸炎
- 17 熱中症
- 18 熱中症発生時の注意事項
- 19 地震
- 20 地震時における引き渡し
- 21 津波対策マニュアル（在校時）
- 22 津波対策マニュアル（登下校・在宅時）
- 23 風水害
- 24 火災
- 25 PM2.5
- 26 光化学スモッグ
- 27 弾道ミサイル発生時に係る対応
- 28 報道への対応
- 29 清水小学校安全マップ

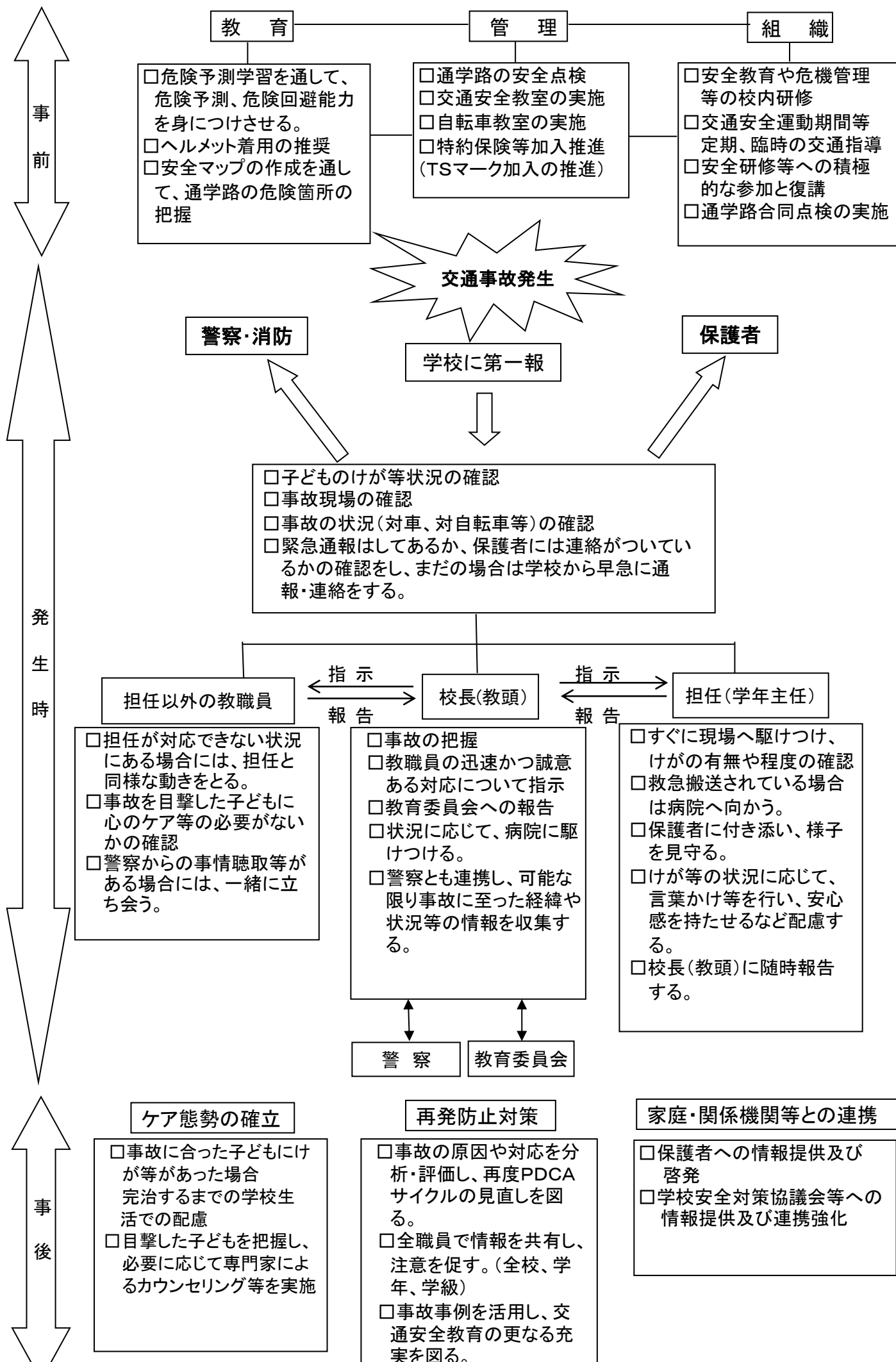


# 学校の危機管理体制





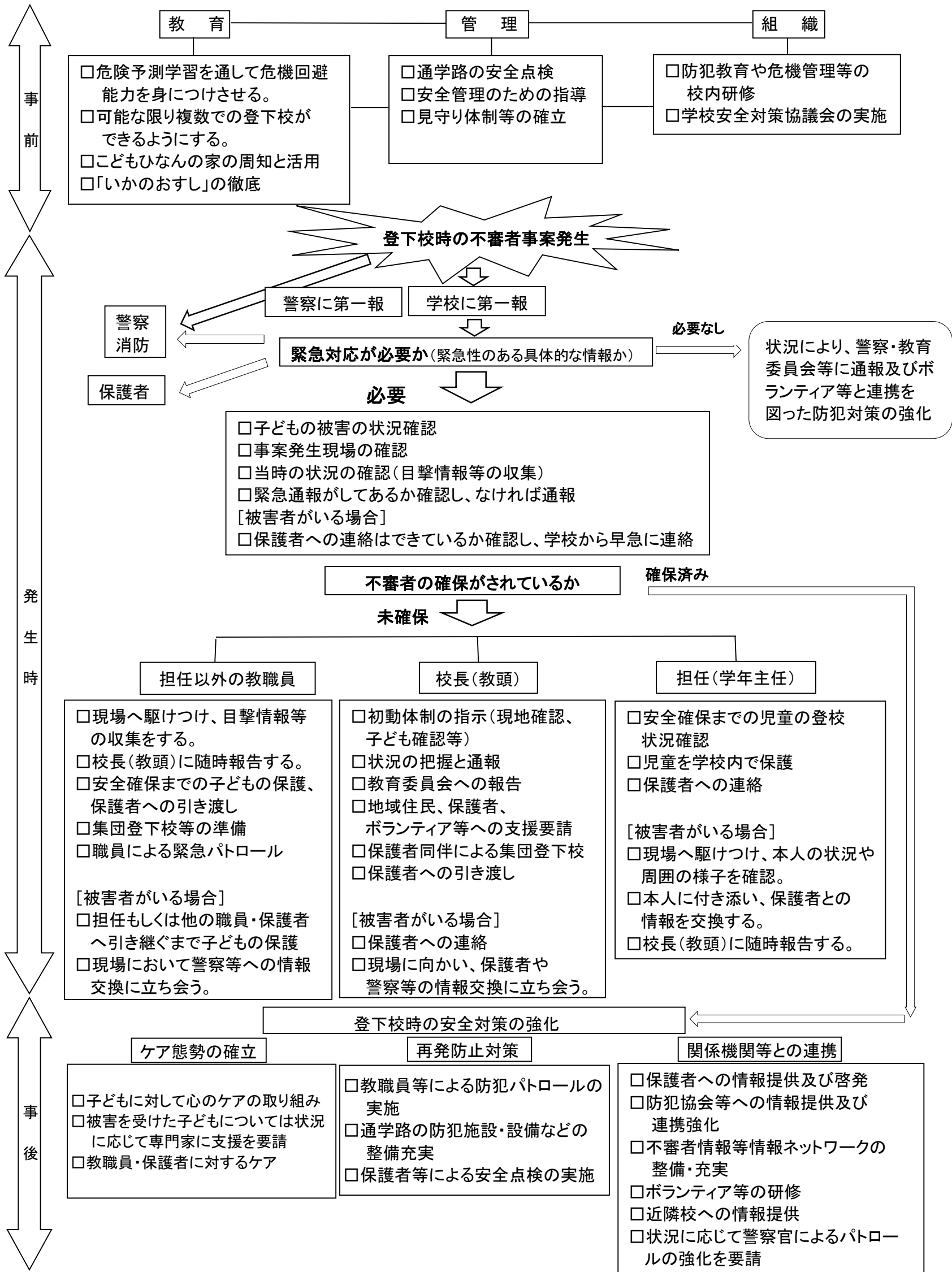
# 交通事故



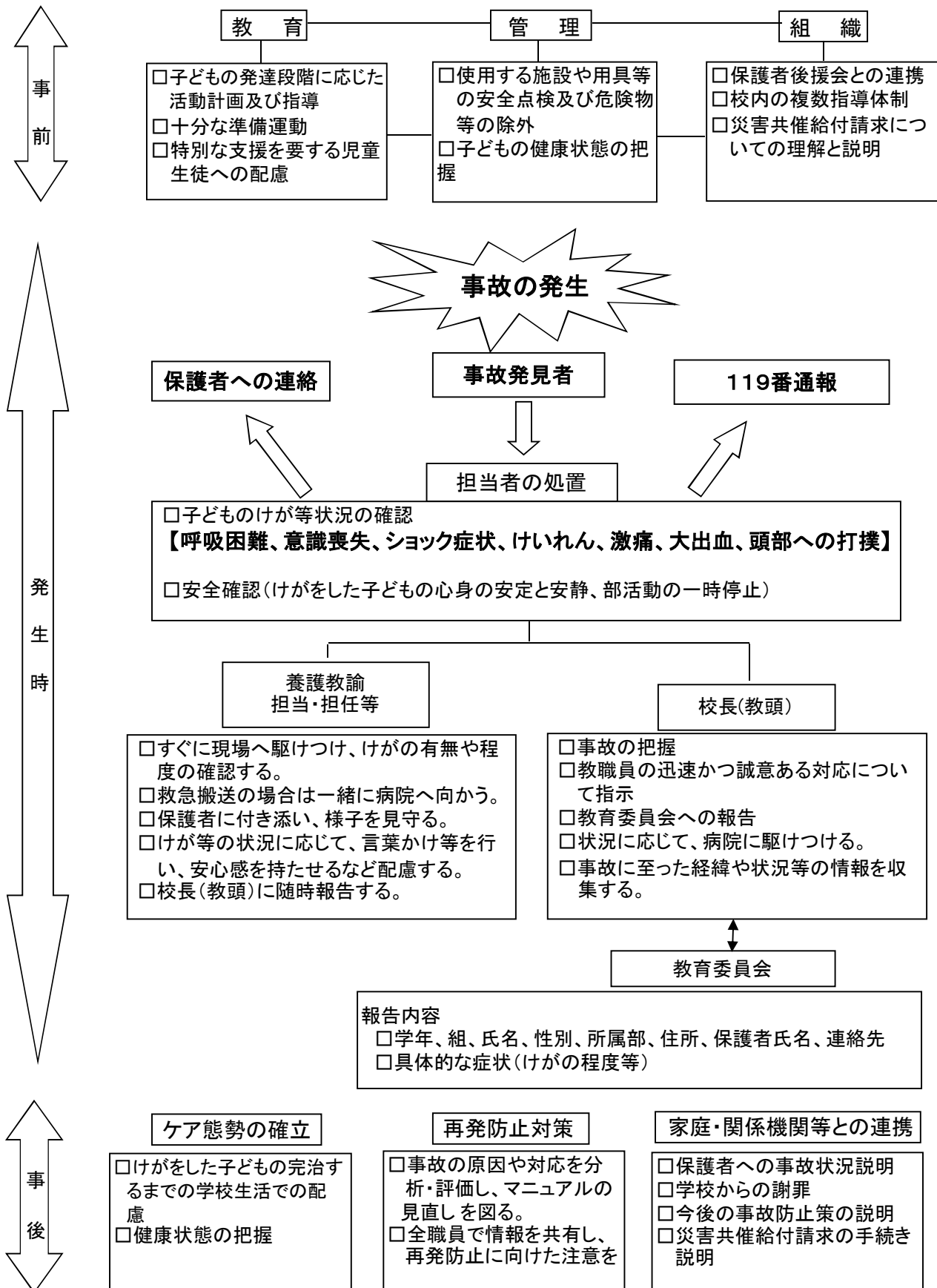
✓

\_\_\_\_\_

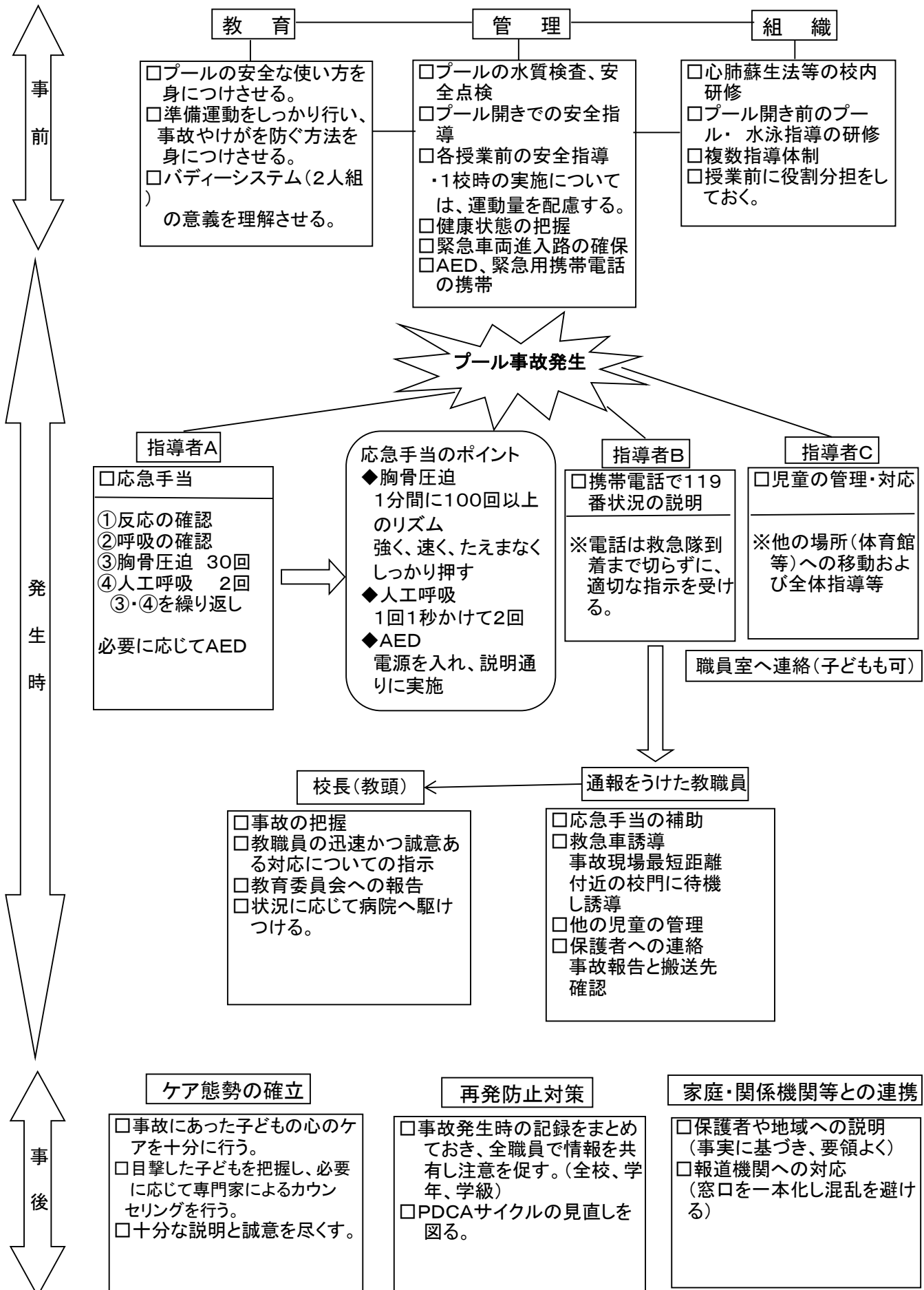
# 登下校時における不審者事案発生時



# 体育・部活動時の事故

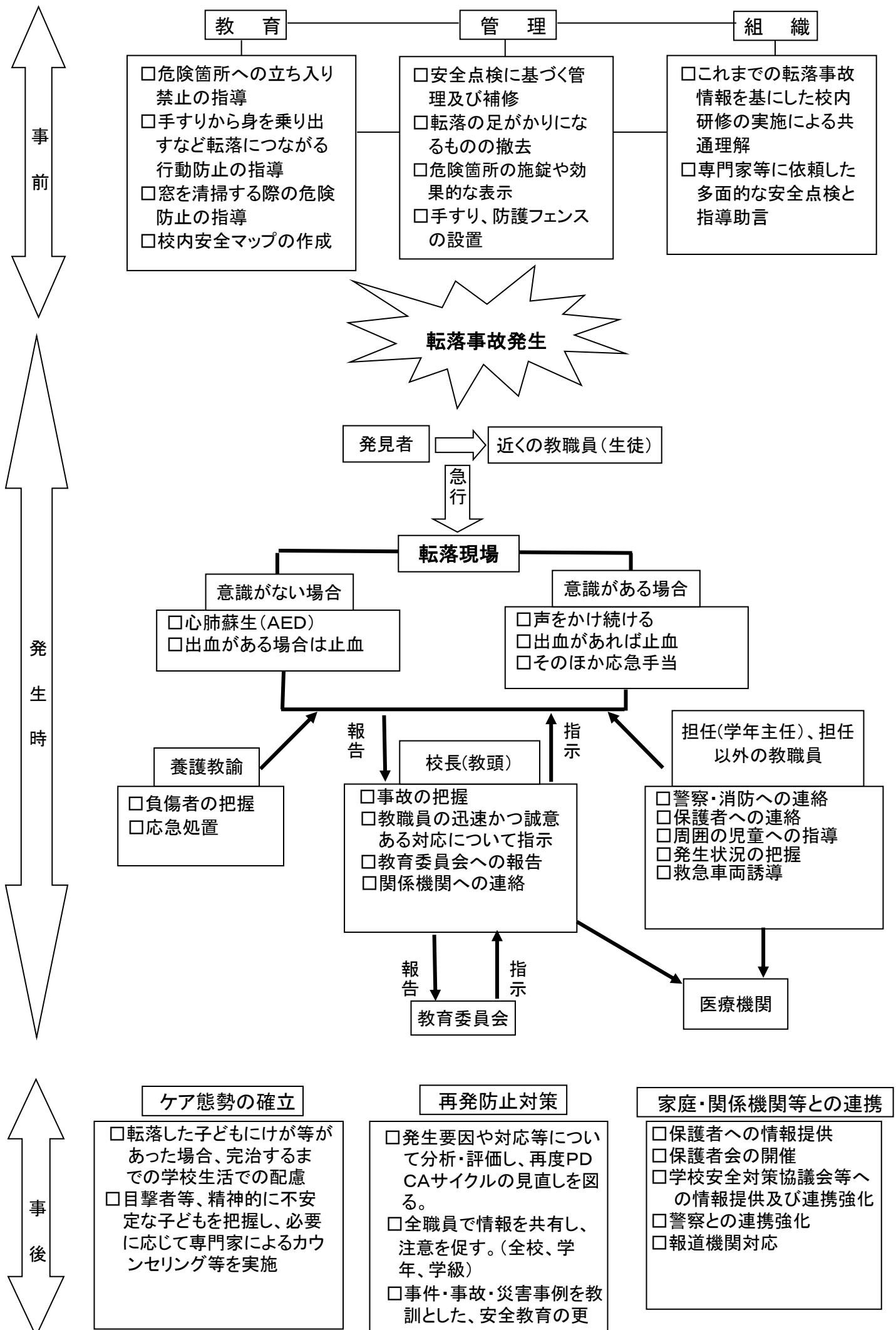


# プール事故



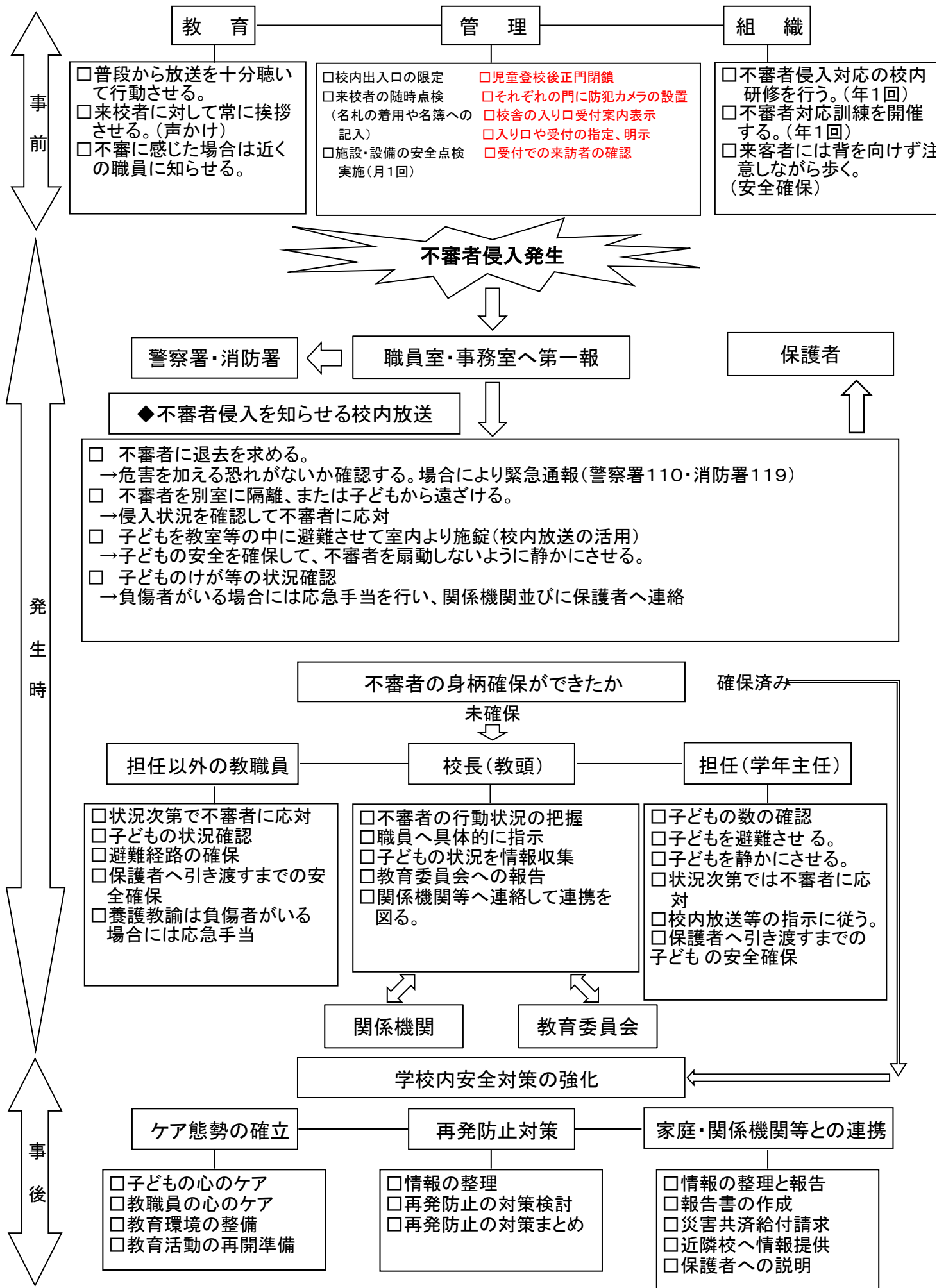


# 転落事故



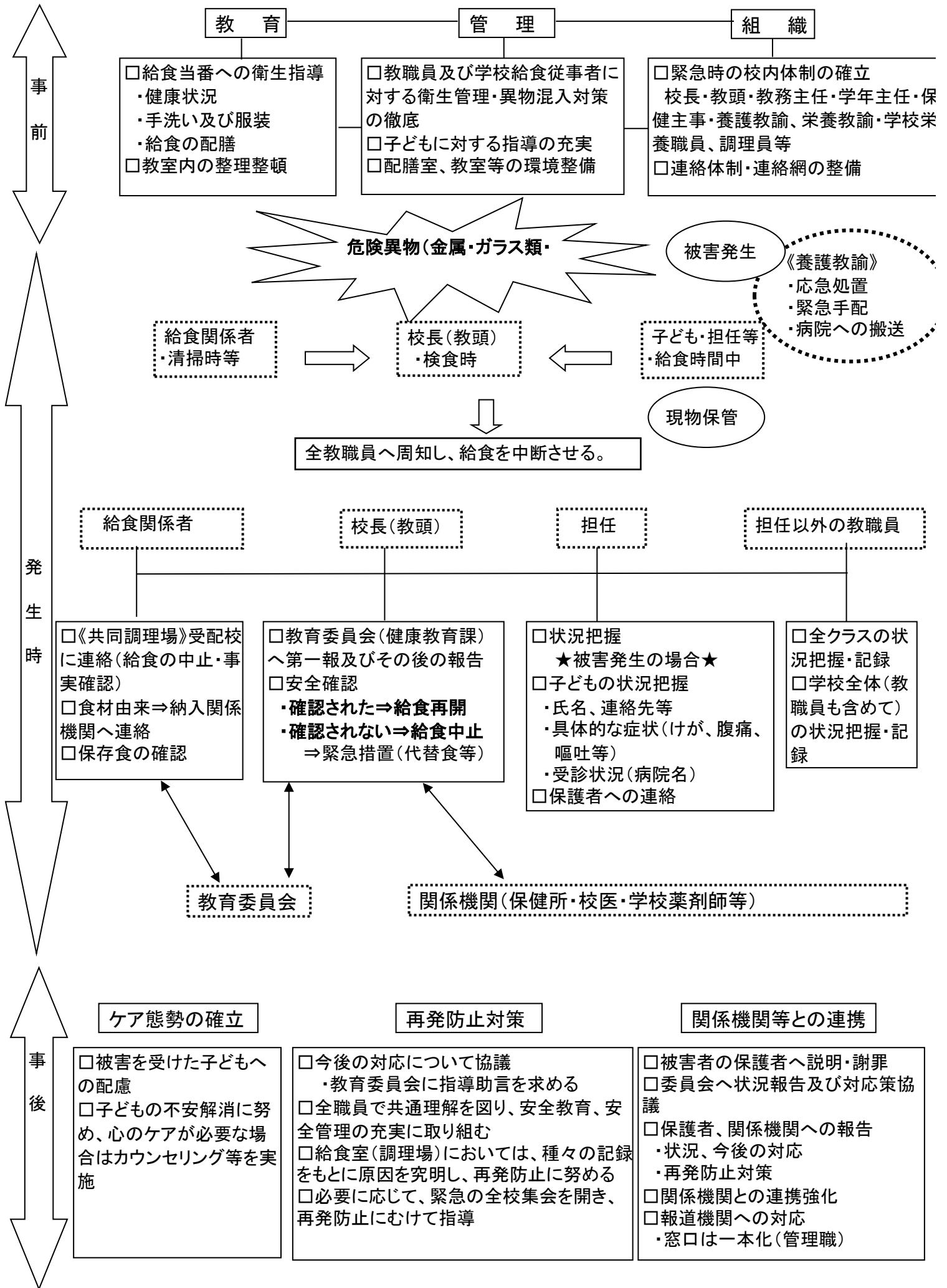


# 不審者侵入



E

# 給食への異物混入対応マニュアル



☆非危険異物(毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端等)の場合は、状況に応じて判断する。  
 ただし、大量混入等、子供の身体・生命への影響のおそれがある場合は危険異物の場合と同様に対応する。



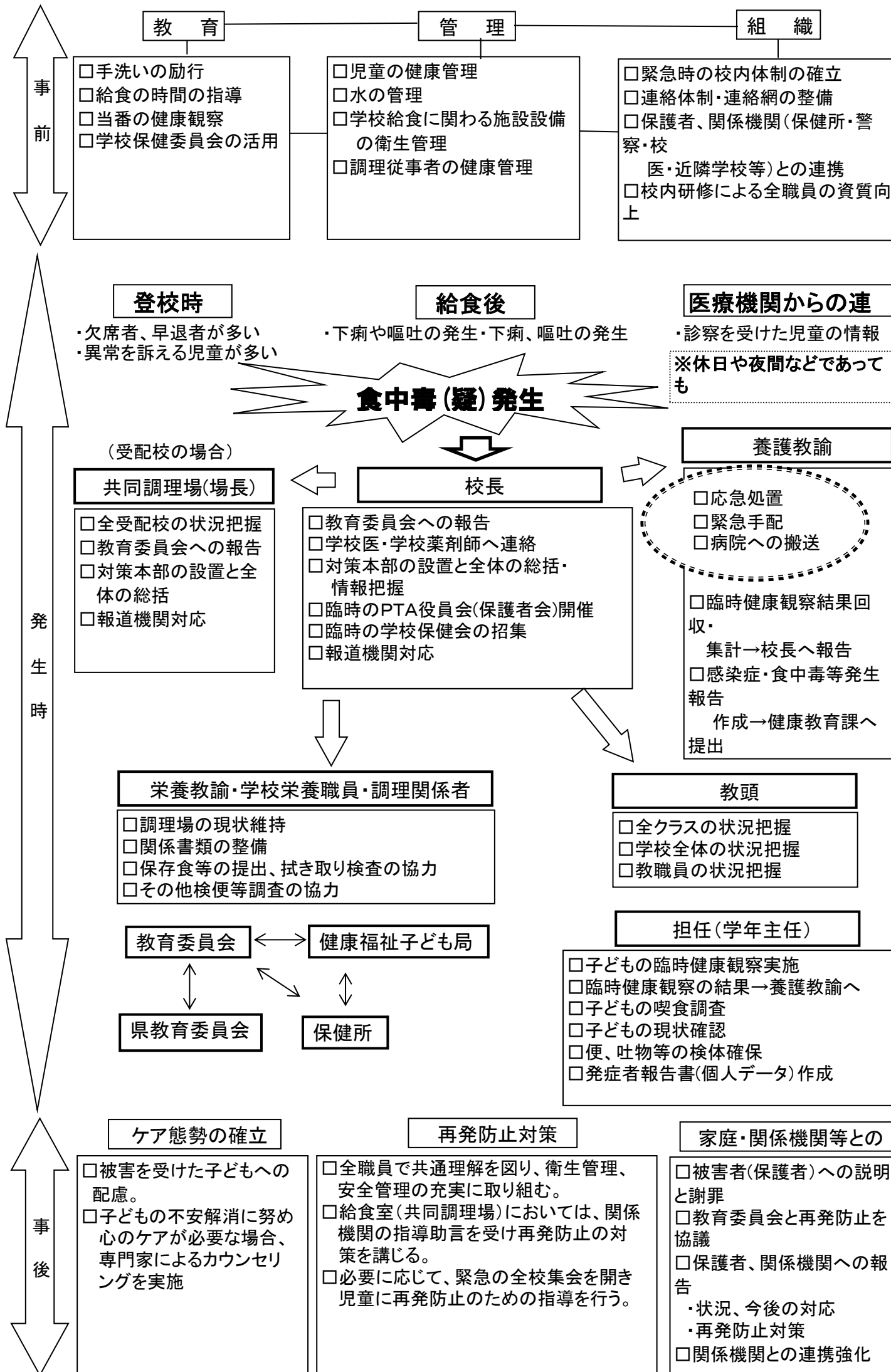
1. 2. 3.

4.

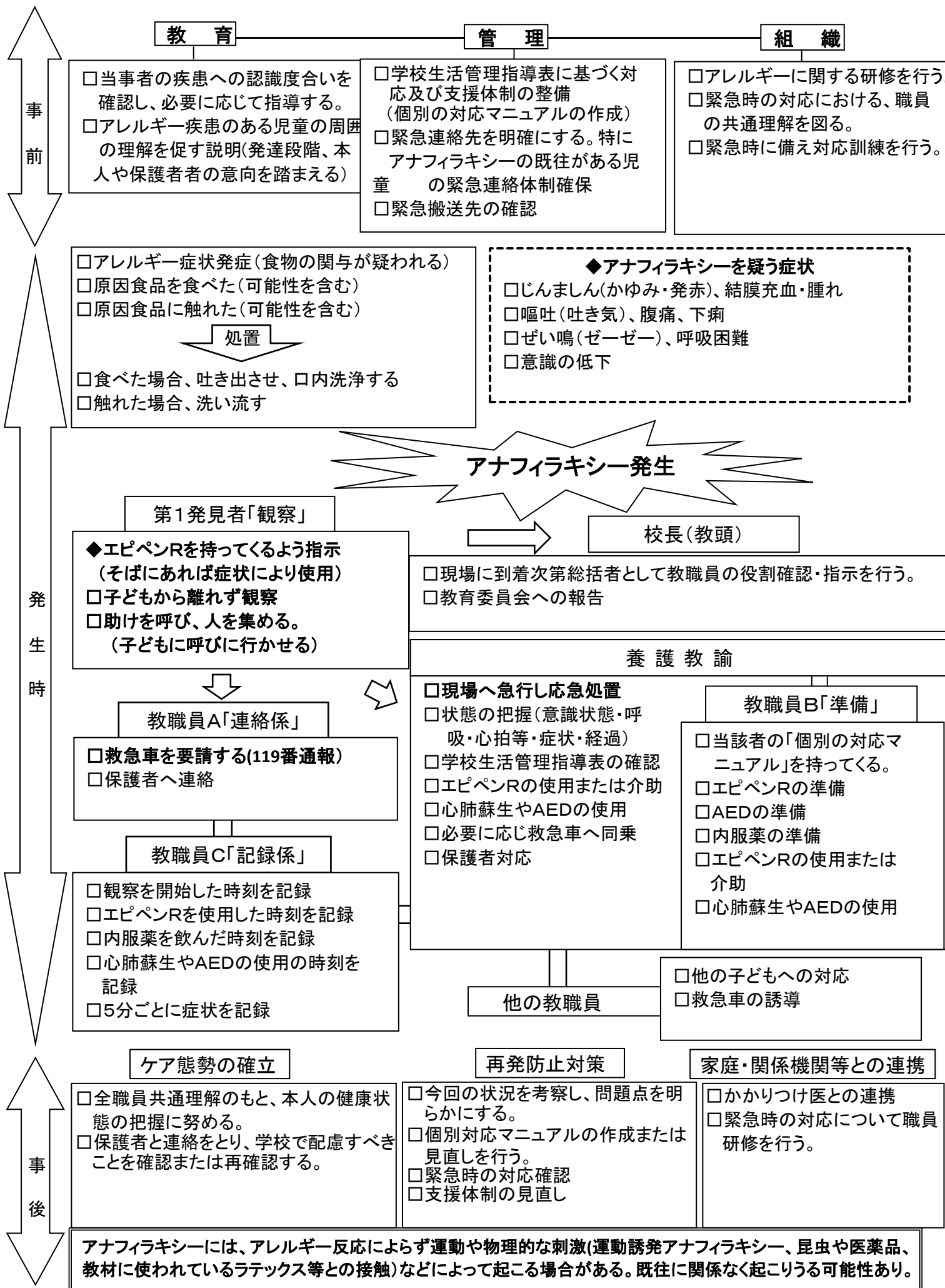




# 食中毒(疑)



# アレルギー疾患(アナフィラキシー)



◆学校のアレルギー疾患に対する取り組みのガイドライン(日本学校保健会)参照

## 感染症への対応

### 1 基本的留意事項

#### (1) 予防

##### ① 患者の早期発見、早期対処

○ 毎日の健康観察、欠席状況により、患者の早期発見に努め、感染症の疑いがある場合は、受診を勧め、適切な措置を講じる。

##### ② 子どもへの保健教育

○ 感染症の予防に関する知識を、保健学習や保健指導で習得させるとともに基本的な生活習慣を身に付けさせる。

○ プライバシーの保護や情報管理には、十分配慮する。

##### ③ 教職員の健康管理

○ 教職員から結核、麻しん等の感染症を子どもに感染させることがないように定期健康診断や予防接種を受ける等、日頃から健康管理を徹底する。

#### (2) 対策

##### ① 園・学校において予防すべき感染症の種類と出席停止に基準

	病名	出席停止期間	学校において予防すべき感染症の考え方
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している。出席停止期間の基準は、「治癒するまで」である。
	クリミア・コンゴ出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	南米出血熱		
	重症急性呼吸器症候群		
	鳥インフルエンザ		
	第二種		
百日咳		特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹		解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風疹		発疹が消失するまで	
水痘		全ての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで	
咽頭結膜熱		主要症状が消退した後2日を経過するまで	
結核	感染のおそれがないと認められるまで		
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまでである。 なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	治癒するまで	
	細菌性赤痢		
	腸チフス、パラチフコレラ		

\* 子どもが感染症にかかっている、かかっている疑いがある、またはかかる恐れがあるときは、校長が児童の出席を停止することができる。

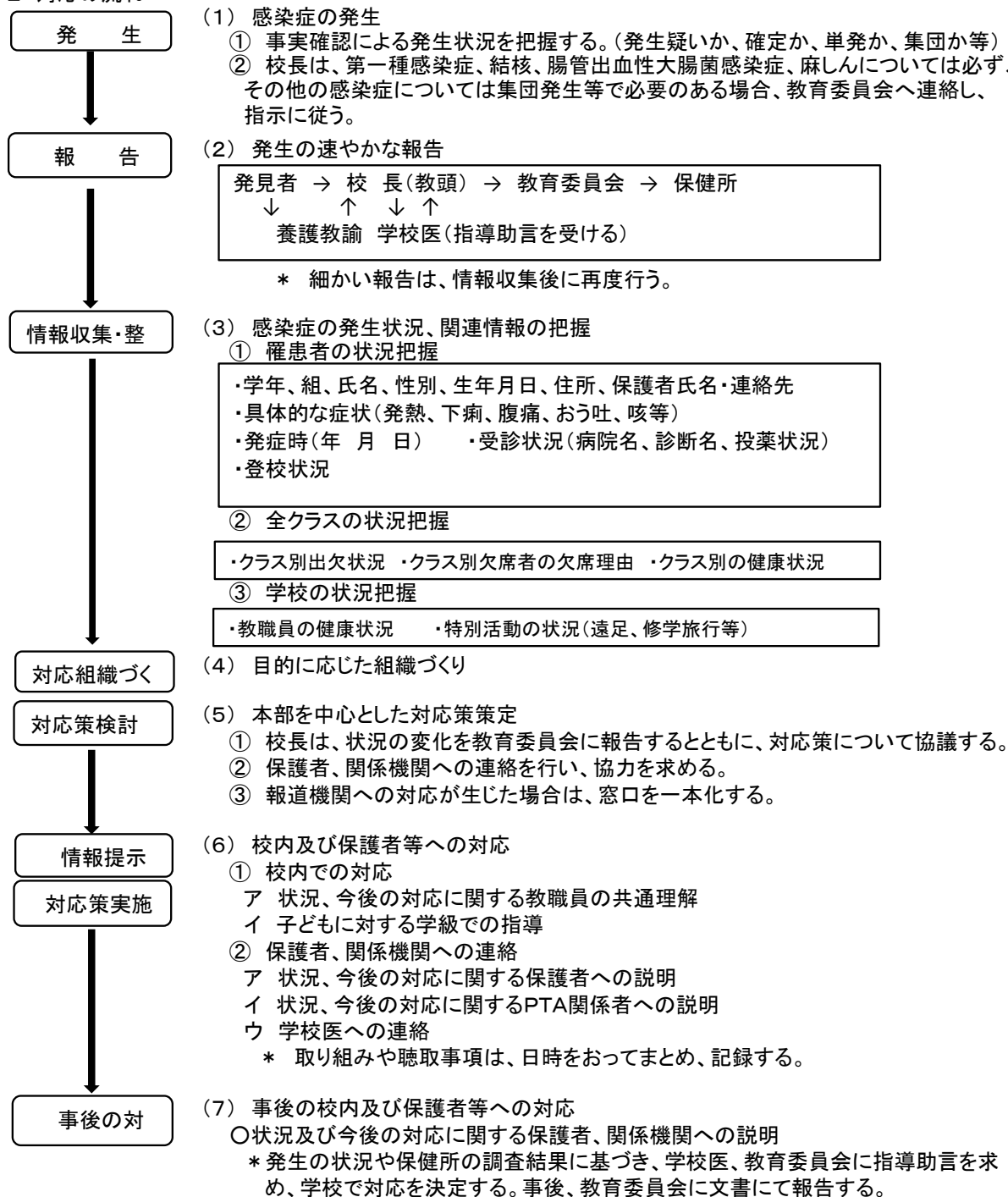
\* 出席停止の措置をしたときは、その理由を明記して速やかに教育委員会へ報告する。

#### <集団発生時の措置>

感染症が集団で発生した場合は、次の事項に留意し、速やかに適切な措置を講じる。

- 学校医、教育委員会に連絡して指示を受ける。
- 学校医の意見を聞き、出席停止、臨時休業の措置を講じる。また、必要がある時は、臨時の健康診断を行う。
- 保護者に発生状況を知らせ、協力を求める。

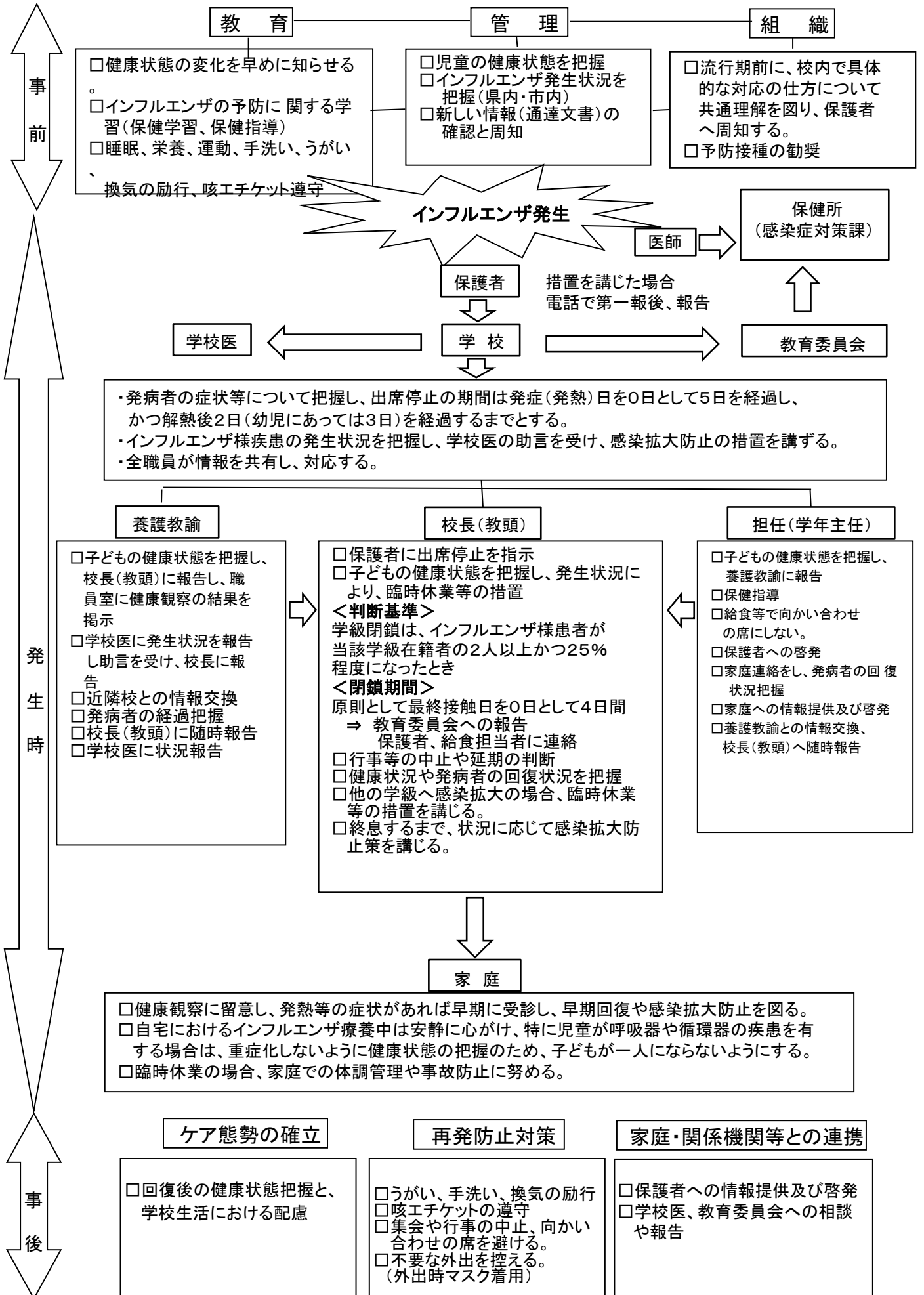
## 2 対応の流れ





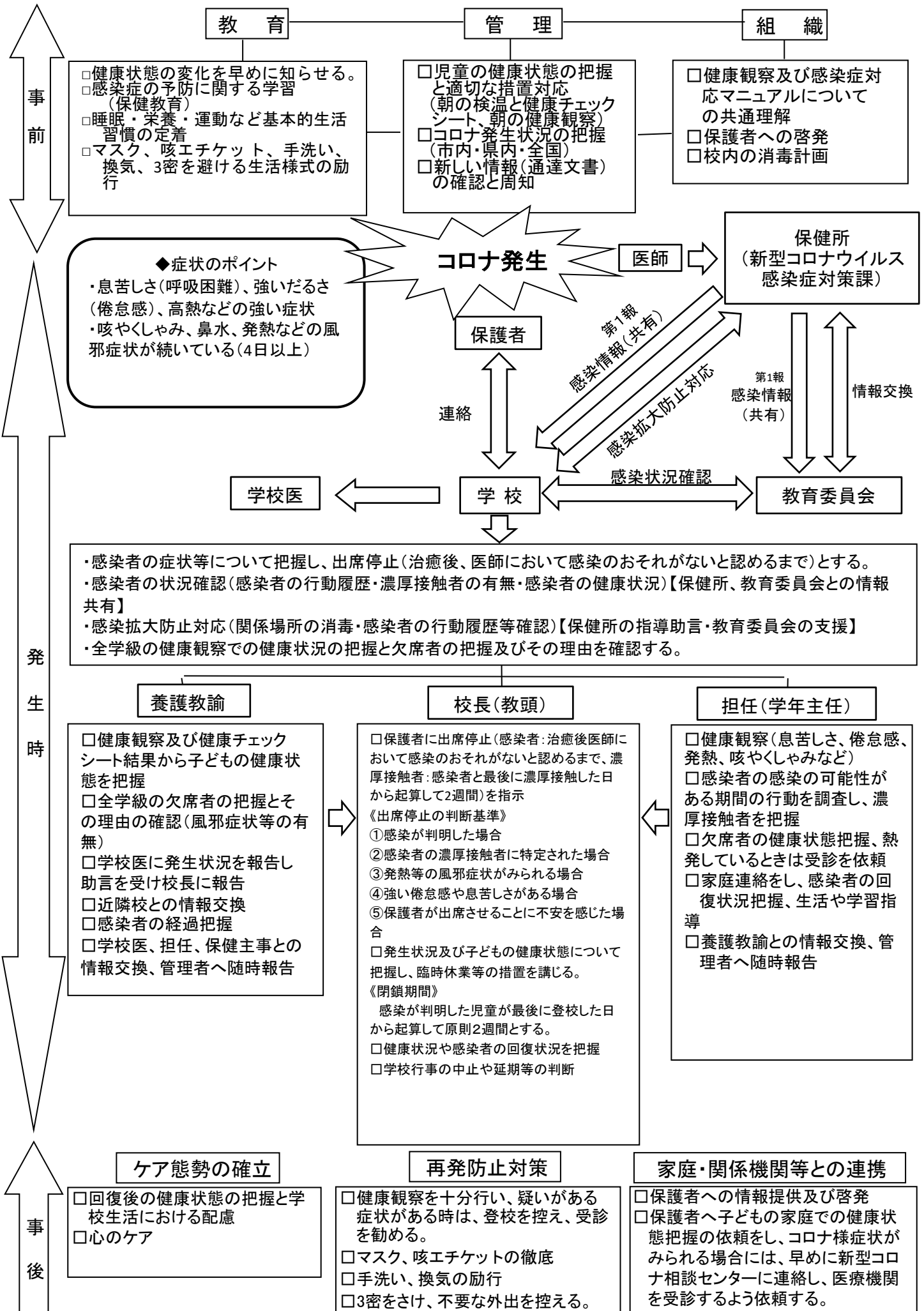


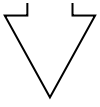
# インフルエンザ





# 新型コロナウイルス



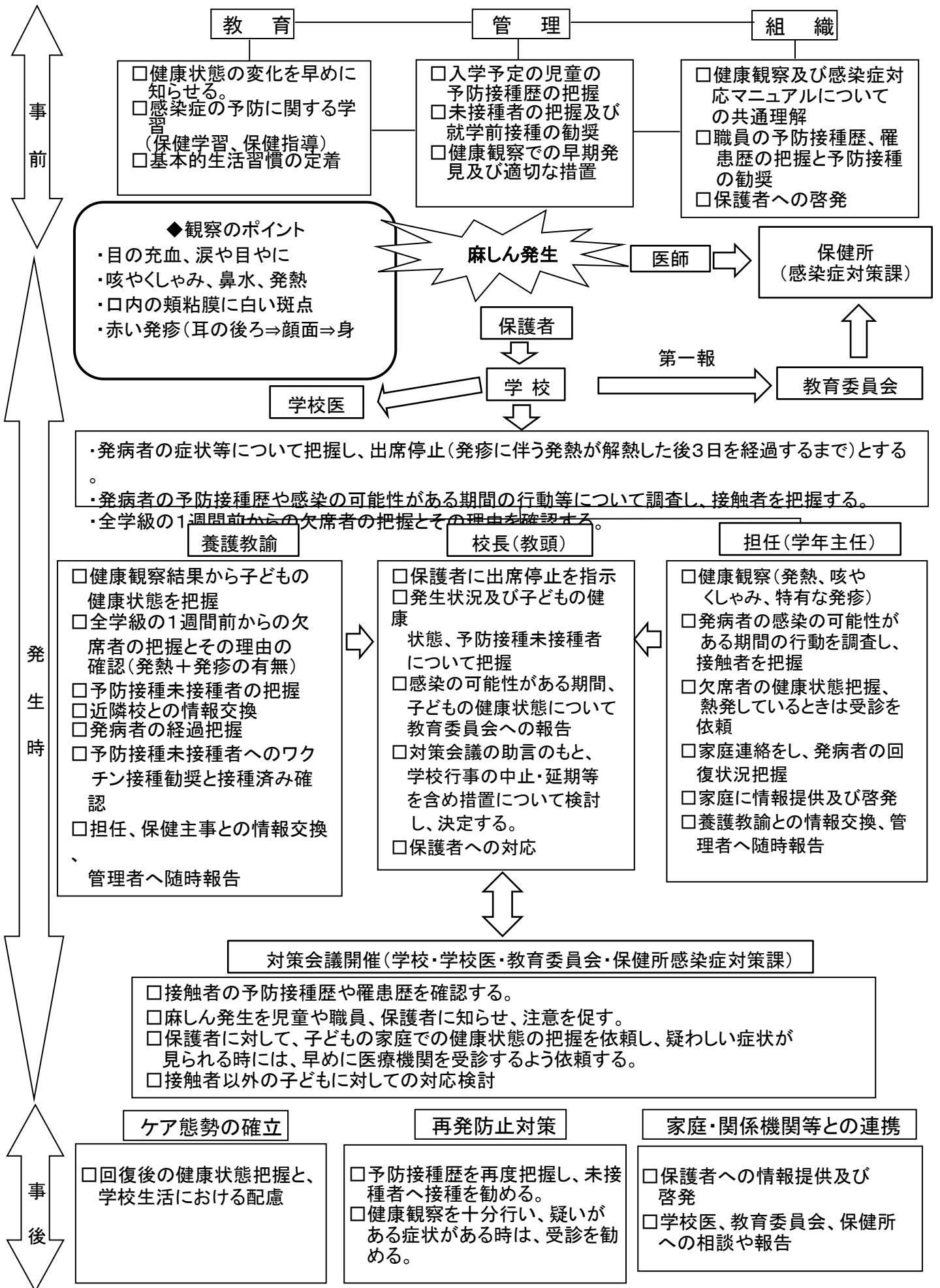


集会や行事の中止

学校医、教育委員会、保健所への  
相談や報告

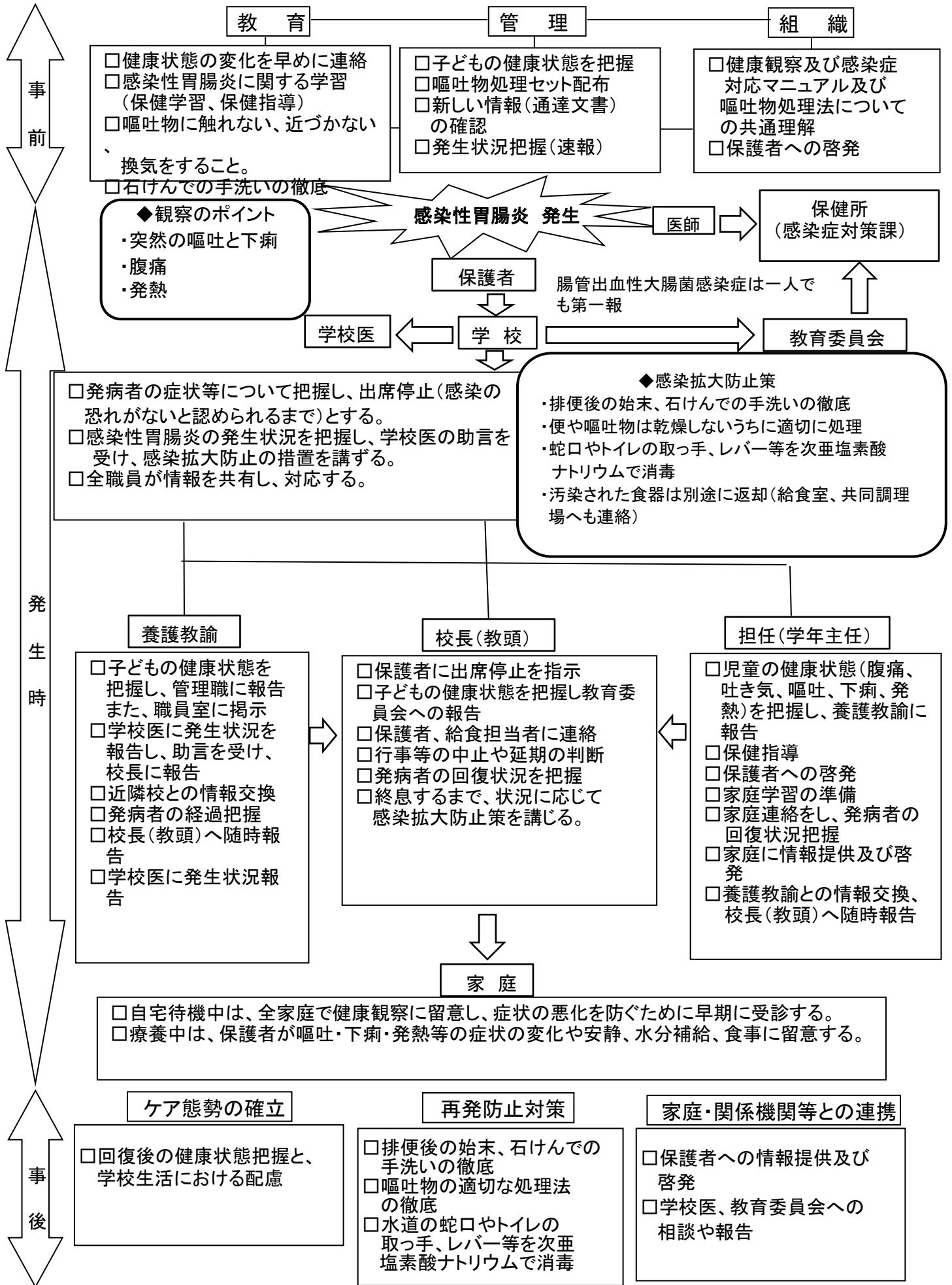


# 麻しん





# 感染性胃腸炎





# 熱中症

教育

管理

組織

事前

- 一人一人が熱中症予防のための正しい知識を持つ。
- 熱中症患者が増加する梅雨前から保健指導を開始する。
- 熱中症を防ぐための日常生活での注意事項を理解させる。(水分補給のポイント、服装の工夫、応急手当など)

- 暑さ指数に応じ適切な運動・部活動を実施する。(場合によっては中止する)
- 水分・塩分の補給を適切に行なう。(運動が長時間に及ぶ場合は、随時、給水タイムを設けるなどして、水分補給に努める)
- 暑さを避けるための環境を整える。(テントの設置・帽子着用・活動時間の工夫など)
- 授業開始前、授業中はもちろん授業終了後も健康観察を行い、熱中症の早期発見・早期対応に努める。

- 応急手当の研修を行う。
- 緊急連絡先を明確にしておく。
- 熱中症予防強化月間を中心に学校・家庭・地域が連携して熱中症予防に取り組む。
- 緊急搬送できる医療機関を調べておく。

## 熱中症発生

第一発見者→意識の確認

意識はある

- ◇応急手当
  - 涼しい場所に運ぶ
  - 衣服を緩め、足を高くする
  - 体を冷やす(頸部、脇の下、足の付け根)
  - 水分・塩分の補給

意識がない

119番  
救急車の要請

医療機関

発生時

急行する

養護教諭

- 現場へ急行し応急処置を行う。(必要に応じて、救急車へ同乗する)
- 経過観察を行う。
- 自宅へ返す場合は必要に応じて受診を勧める(場合によっては医療機関へ同行する)
- 全ての子ども健康状態を把握し校長(教頭)へ報告する。

校長(教頭)

- 事故の状況把握
- 保護者へ連絡がついているのか確認する。
- 教育委員会への報告
- 他の子どもへの的確な指示・対応を行う。
- 状況に応じて病院へ駆けつける。

担任(学年主任)

- 家庭連絡
- 他の子どもの健康観察を行う。
- 回復し、自宅へ返す場合は家庭での経過観察をお願いする。

容態が急変したり、症状が改善しない場合は医療機関へ搬送する

ケア態勢の確立

- 全職員共通理解のもと、本人の体調把握に努める。
- 担任や体育科・部活動担当者が連携し、本人が安心して授業に参加できるよう、声かけ等を行う。
- 保護者と連絡をとり、学校で配慮すべきことを確認する。

再発防止対策

- 暑さ指数などの環境条件を把握し、場合によっては運動中止などの適切な措置を講ずる。
- 部活動など、集団でスポーツ活動を行う場合は、指導者やリーダーが一人一人の健康状態に配慮し、熱中症の予防に努める。
- 子どもが体調不良を気軽に相談できるように教師との信頼関係を築く。

家庭・関係機関等との連携

- 救急救命士などを講師に招き、職員研修などで応急処置について再度確認する。
- 保護者への情報提供及び啓発

事後



# 地震

教育

管理

組織

## 避難訓練

- 揺れたら(初期対応) 緊急地震速報等を使い「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所へ身を寄せ、頭を守る訓練を行う。教師の指示を待たず、児童自ら判断し行動できるように。
- 揺れが収まったら(二次対応) 余震や火災等の二次災害を想定し「押さない・走らない(かけない)・喋らない・戻らない」を意識して、頭を守り、避難場所へ素早く移動する訓練を行う。
- 引き渡しルールの確認

## 安全点検

- 非構造部材の点検・整備 天井材や窓ガラスに異常はないか、書棚やテレビは固定されているか等。
- 避難経路・避難場所の点検 複数の経路が確保されているか、障害物はないか。

## 体制整備と研修等

- 校内の体制整備 安全担当者を中核に、全ての教職員の役割を明確にする。
- 学校安全対策協議会 PTA、自治体の防災担当部局、自治会等と連携し、体制を整える。
- 持出品と備蓄品 災害時の持出品や待機時に必要となる備蓄等を揃え、保管する。
- 教職員研修 危機管理に対応した研修を行う。地域や関係機関の人材を活用する。

## 地震発生

### 緊急地震速報 / 地震動

校長(教頭)

教職員

児童

一次避難

- 全校への指示 「強い揺れが起きました。安全な場所へ移動して、頭を守りましょう」
- 避難口の確保

- 児童への指示 教室では「机の下に隠れて脚を持ちなさい」 隠れるものがない場所では「物が落ちてこない所で頭を守りなさい」
- 扉の開放 □火の始末 □負傷者確認

- 地震対応行動 物が「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所へ身を寄せる。机や鞆、腕で頭を守る。

校舎外避難の決定

- ◆判断のポイント A 震度5強以上 B 校舎の倒壊 C 火災 D 津波警報 等
- 避難経路の安全確認
- 全校への指示 「〇〇(避難場所)へ落ち着いて避難しなさい」

津波警報発令  
⇒津波対応マニュアルへ

二次避難

- 持出品の携行 児童の名簿、関係機関連絡一覧表 防災ラジオ、携帯電話、救急用品 (できるだけひとまとめにしておく) ハンドマイク、AED等

- 児童への指示 「鞆や腕で頭を守りなさい」
- 教職員の連携 避難誘導、負傷者運搬

- 避難行動 「押さない・走らない(かけない)・喋らない・戻らない」を意識し、頭を守りながら避難する。

避難後の対応

- 人員・負傷者の確認 報告を受ける。
- 救急車の要請
- 避難場所の安全確保 必要があればさらに避難する。
- 災害情報の収集 防災ラジオ等から

- 人員・負傷者の確認・報告 (担任 → 学年主任 → 校長)
- 応急処置 救急用品の使用
- 児童の不安への対処 「もう大丈夫」「安心して」

- 安全確保 校長(教頭)や教職員の指示をよく聞いて行動する。

### 学校災害対策本部の設置

- 被害状況の把握 学校施設や通学路の点検 □災害情報の収集 防災ラジオ、携帯電話等から情報を得る。
- 教育委員会への報告 被害状況・児童の状況、事後の対応等について報告する。
- 関係機関・保護者への連絡 災害用伝言ダイヤル、インターネット等を用いて連絡を行う。

### 避難所協力

- 関係機関との連携 防災担当部局や地域住民と連携した運営支援 (例)・学校の開放区域の明示
- ・避難者の誘導
- ・備蓄品の配布

### 引き渡しと待機

- ◆判断のポイント 震度4以下 ⇒ 下校 震度5弱以上 ⇒ 学校待機 事前の届け出 ⇒ 学校待機
- 引き渡し 予め決めていたルールのもと児童を保護者へ引き渡す。 引き渡しカードの照合、名簿チェック等

### 心のケア

- 健康観察等で児童の異変に気づく。
- 対応が必要か見極める。
- 保護者や主治医と連携する。
- 校内で組織的に支援にあたる。

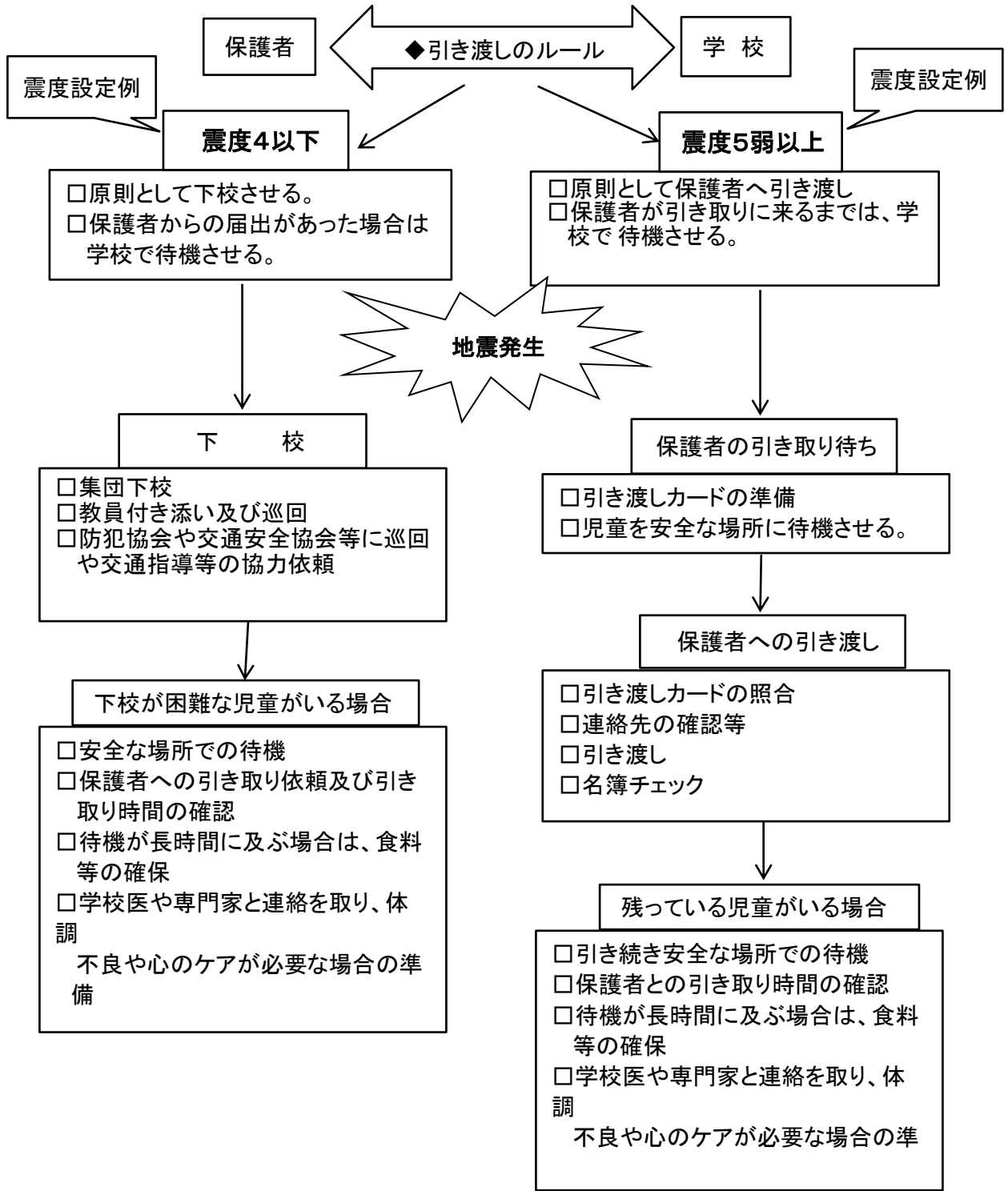
事前

発生時

事後

# 地震時における引き渡し

事前の共通確認事



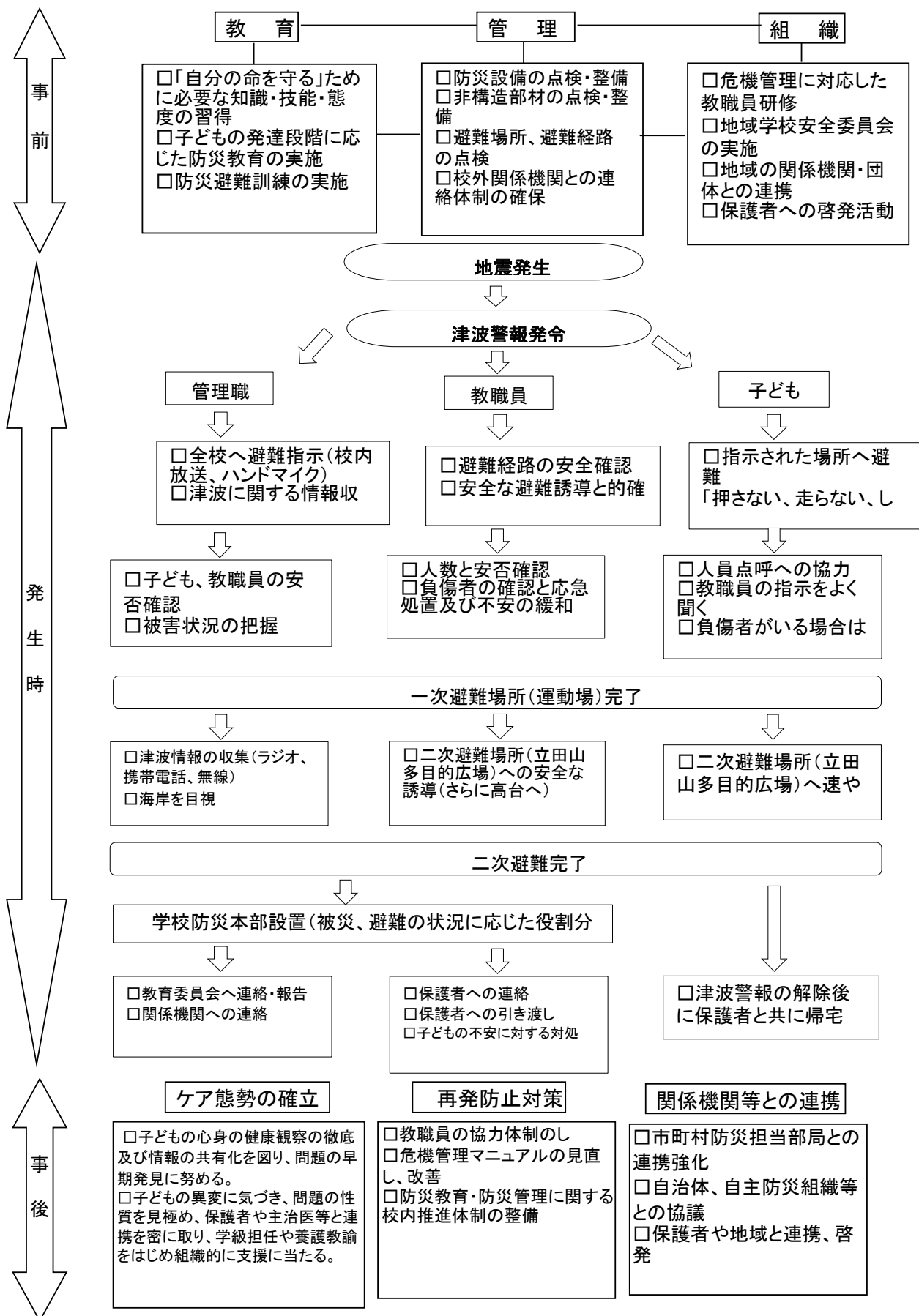
引き渡し・下校

カード

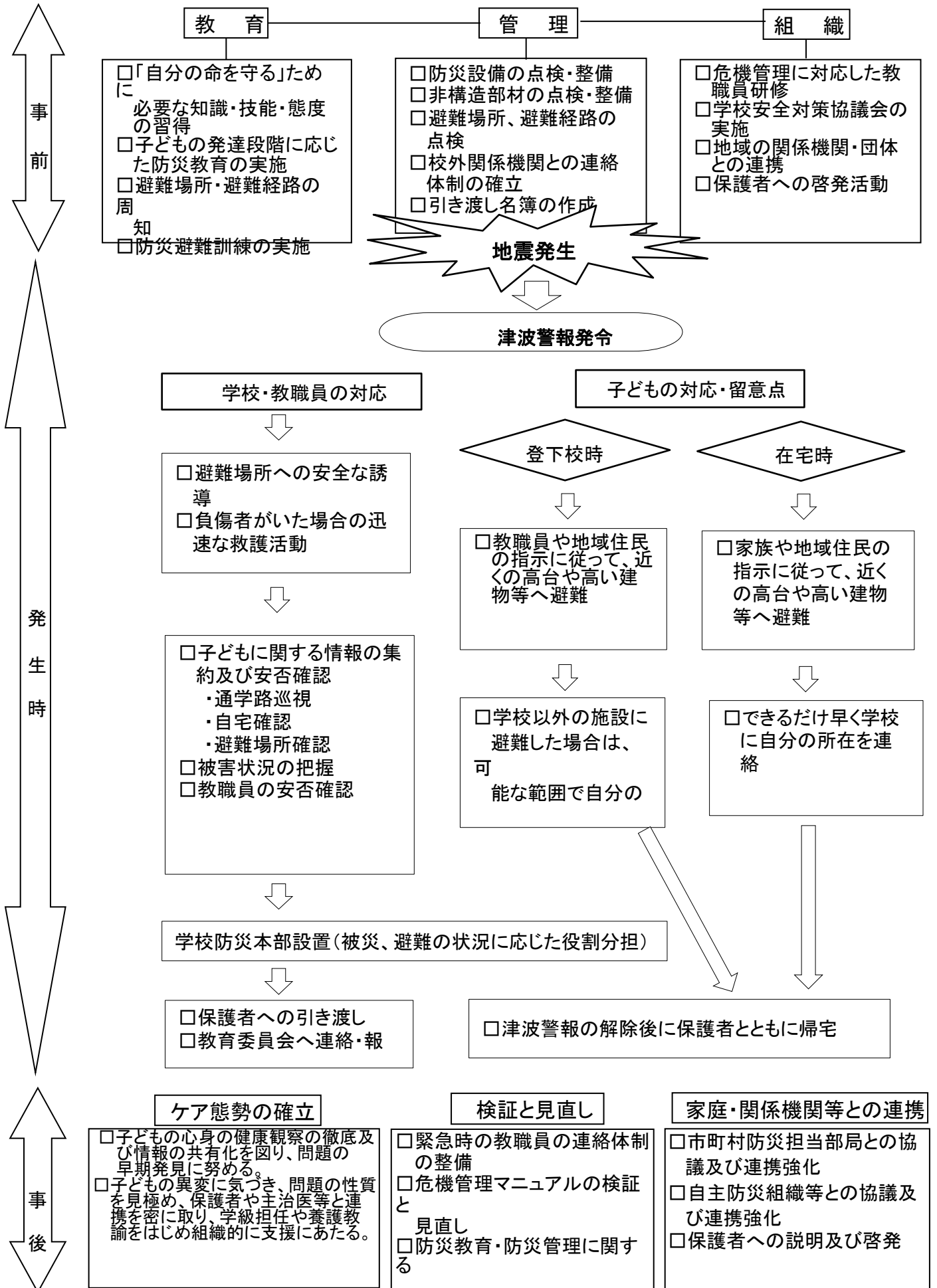
緊急時引き渡しカード(例)				
(児童名)		(きょうだい)		
年 組	年 組	年 組	年 組	
番号	引き取り者氏名	連絡先		関係
1		電話		
2		住所		
震度4以下でも、児童を学校に待機させますか。待機を希望する場合は、チェック欄に○をしてください。				



# 津波対策マニュアル(在校時)

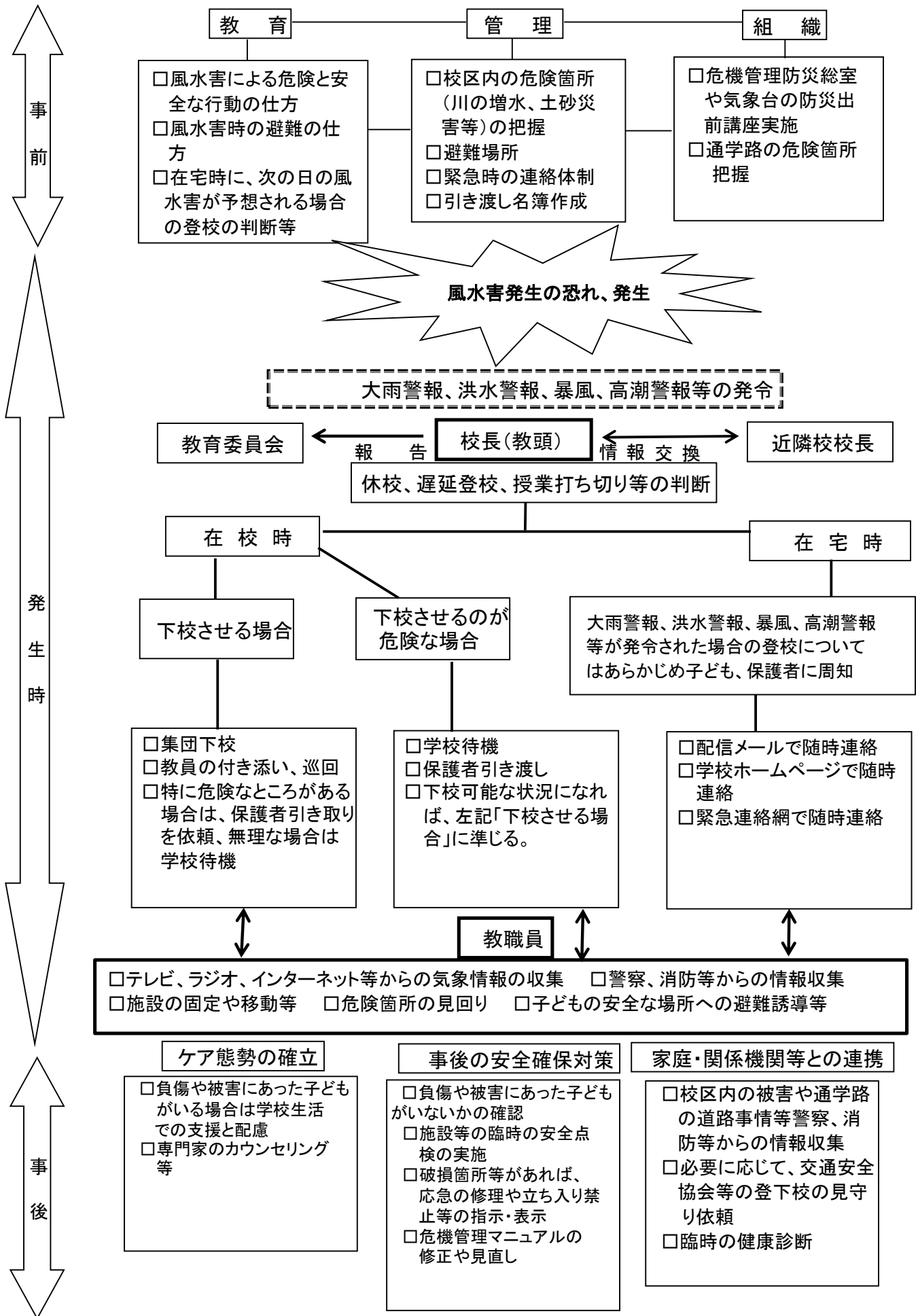


# 津波(登下校・在宅時)

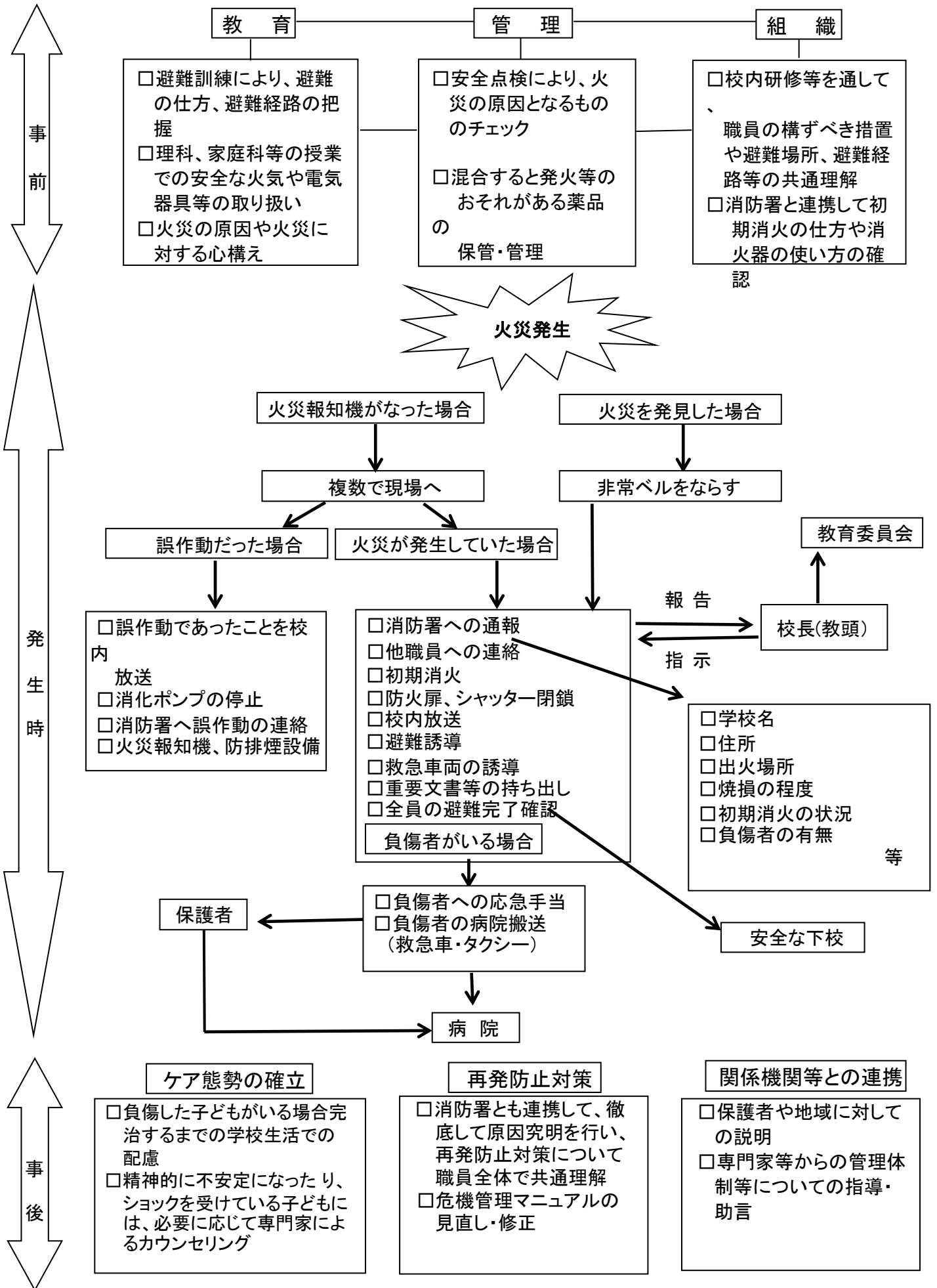




# 風水害



# 火 災





# PM2.5

事前

## 事前の対応

- 注意喚起があった場合の対応について保護者や地域に周知しておく。
- ぜん息等の呼吸器疾患や心臓等の循環器疾患のある児童へは個別対応できるよう保護者や主治医と相談しておく。

## 注意喚起の「お知らせ」が公表された場合

発生時

- 屋外での長時間の運動や外出はできるだけ減らすこと
- 昼休みや業間の外遊びは減らすことが望ましいこと
- 屋外に出るときはマスクを適切に着用することは望ましいこと
- 外気の屋内への侵入を少なくするため、教室内の換気は必要最小限すること
- ぜん息等の呼吸器疾患や心臓等の循環器疾患のある児童へは個別対応すること
- 健康観察を十分に行い、体調不良を訴えた場合は、休ませ、様子を観察するなど特に注意すること
- 運動会・体育大会については、長時間の激しい運動にはあたらないと考えられているが、呼吸器系に過度の負担がかからないように十分注意すること。
- 対象区域内の1時間値の平均値が1局でも大きく超える場合(140 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )には運動会・体育大会を中止すること

◆対象地域の測定局(H26、3現)  
**県央地域:**熊本市(北区植木町を除く)  
熊本市【天明、神水自排、水道町、京町、榆木、古町】  
益城町役場、宇土運動公園、甲佐町岩下

**県北地域:**熊本市北区植木町  
荒尾市役所、有明保健所、山鹿健康センター、菊池市役所、

事

- 教育委員会への報告

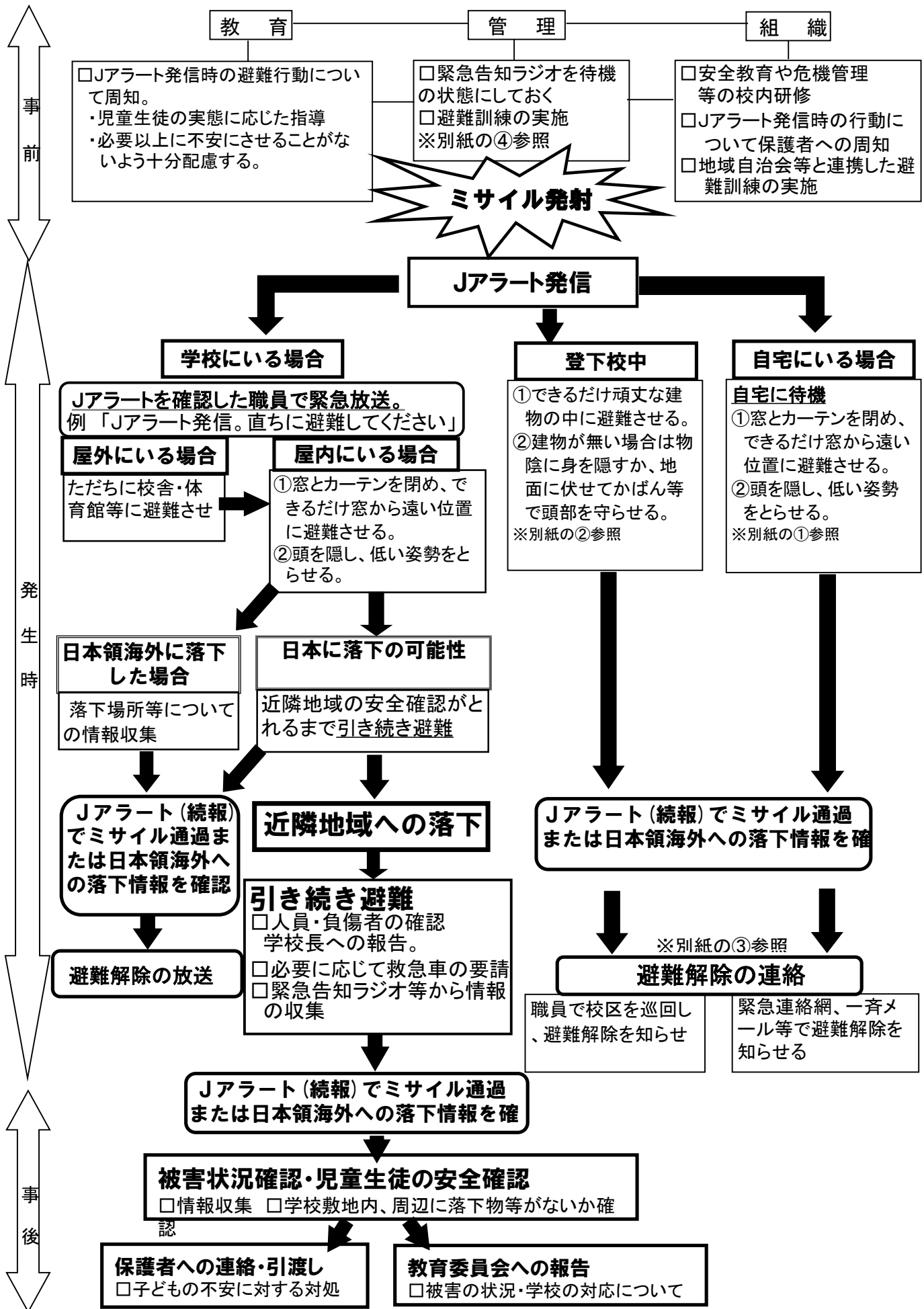
対象地域のすべての局の1時間値が2時間連続して70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回った場合は解除される

## ◆参考【平成25年4月 微小粒子状物質(PM2.5)に関する「注意喚起のための暫定的な指針」の運用上の留意事項について

PM2.5濃度が注意喚起のための暫定的な指針となる値を大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事を中止する必要はない。これは、「長時間の激しい運動でない限り換気量は大きく増加せず健康影響の可能性も高くないこと、及び当該行事を中止することによる社会的影響が大きい」ことを考慮したものである。但し、呼吸器系・循環器系疾患を有する者、小児などは、健康な成人に比べ影響を受けやすく個人差も大きいと考えられるため、普段から健康管理に努めるとともに、PM2.5濃度が高い場合には、個人の体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。

在)  
自排、

# 弾道ミサイル発射時に係る対応について①



※国民保護ポータルサイト「弾道ミサイルに関してJアラートを使用する場合」参照